

新旧対照表（2018 年 11 月 ネットキャッシング規定改定）

第 10 条 （約定返済ならびに利息支払い方法等）

旧	新
1. お客さまは、申込時にお客さまが指定する各月の約定返済の日（以下「約定返済日」といいます）に、 前月 約定返済日（第1回目の場合は当初貸越日）から約定返済日前日までの貸越金残高に対して当社所定の利率および計算方法により算出した利息を次項に従い支払うこととします。	1. お客さまは、申込時にお客さまが指定する各月の約定返済の日（以下「約定返済日」といいます）に、 前回 約定返済日（第 1 回目の場合は当初貸越日）から約定返済日前日までの貸越金残高に対して当社所定の利率および計算方法により算出した利息を次項に従い支払うこととします。
4. お客さまが、当社所定の方法により第2項に定める返済方式の変更を申し込み、当社が当該申込みを承諾した場合、当該承諾日以後最初に到来する返済日以降の返済につき、変更後の返済方式が適用されるものとします。ただし、返済を延滞されているお客さまは、返済方式の変更を申し込むことはできません。	4. お客さまが、当社所定の方法により、 第 1 項に定める約定返済日または 第 2 項に定める返済方式の変更を申し込み、当社が当該申込みを承諾した場合、当該承諾日以後 最初に到来する返済日以降 の返済につき、変更後の 約定返済日または 返済方式が適用されるものとします。ただし、返済を延滞されているお客さまは、 約定返済日または 返済方式の変更を申し込むことはできません。
（新設）	5. 前項の手続きによって約定返済日を変更した後、当社所定の期間を経過する前に当月の約定返済日が到来する場合、お客さまは翌月の約定返済日より返済を再開するものとします。
（新設）	9. 第 7 項の手続きによって返済金および遅延損害金を支払い、延滞を解消した後、当社所定の期間を経過する前に当月の約定返済日が到来する場合、お客さまは翌月の約定返済日より返済を再開するものとします。

以上